

平成22年度 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置等

《財団法人 神戸いきいき勤労財団》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容			措置状況								
<p>ア 契約に関する事務</p> <p>財団の専決規程に応じた決裁がなされていない事例が見受けられた。</p> <p>下記事例に限らず、改めて個々の契約にあたり、決裁区分を確認するなど適切な処理を行うべきである。</p> <p>(事例)</p> <table border="1" data-bbox="250 795 1326 909"> <thead> <tr> <th></th> <th>契約金額</th> <th>誤</th> <th>正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部センター事務所等の賃貸借契約決裁</td> <td>2,939,904円</td> <td>シルバー人材センター長決裁</td> <td>常務理事決裁</td> </tr> </tbody> </table>		契約金額	誤	正	中部センター事務所等の賃貸借契約決裁	2,939,904円	シルバー人材センター長決裁	常務理事決裁	<p>財団の専決規程に定められた権限者まで決裁がなされていない事例が存在したことについては、今後このようなことのないよう、当該事例の所管だけでなく、財団全体で周知するため、管理職による連絡会を開催し、再発防止を徹底した。</p>			措置済
	契約金額	誤	正									
中部センター事務所等の賃貸借契約決裁	2,939,904円	シルバー人材センター長決裁	常務理事決裁									
<p>イ その他</p> <p>勤労市民センターにおいて、使用申込書に記載された団体名と利用料金減免申請書に記載された団体名が異なっているにも拘わらず、減免を行っている事例が見受けられた。</p> <p>当該事例においては、前者は、後者の構成団体の一部という関係にあることから、減免対象団体としての取扱いを行っているが、第三者からの誤解を生じ兼ねない事例である。今後、同様の事例のないよう適切な事務処理を行うべきである。</p> <p>(事例)</p> <table border="1" data-bbox="274 1700 1211 1787"> <thead> <tr> <th>使用申込書記載団体名</th> <th>減免申請書記載団体名</th> <th>減免対象団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>	使用申込書記載団体名	減免申請書記載団体名	減免対象団体名	A	B	B	<p>勤労市民センター使用申込書に記載された団体名と利用料金減免申請書に記載された団体名が異なっていた事例については、今後、第三者からの誤解を生じないように、減免にあたっては使用申込書と減免申請書の団体名は必ず同じようにして、処理を行うこととする。</p> <p>財団内で実施している定例館長会にて、当該事例を説明し、当該勤労市民センターを含む全勤労市民センター及び勤労会館に取扱いの統一を徹底した。</p>			措置済		
使用申込書記載団体名	減免申請書記載団体名	減免対象団体名										
A	B	B										